

三春町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 16,080	千円 10,658,920	千円 541,111	千円 1,600,375	% 15.0	% 14.4

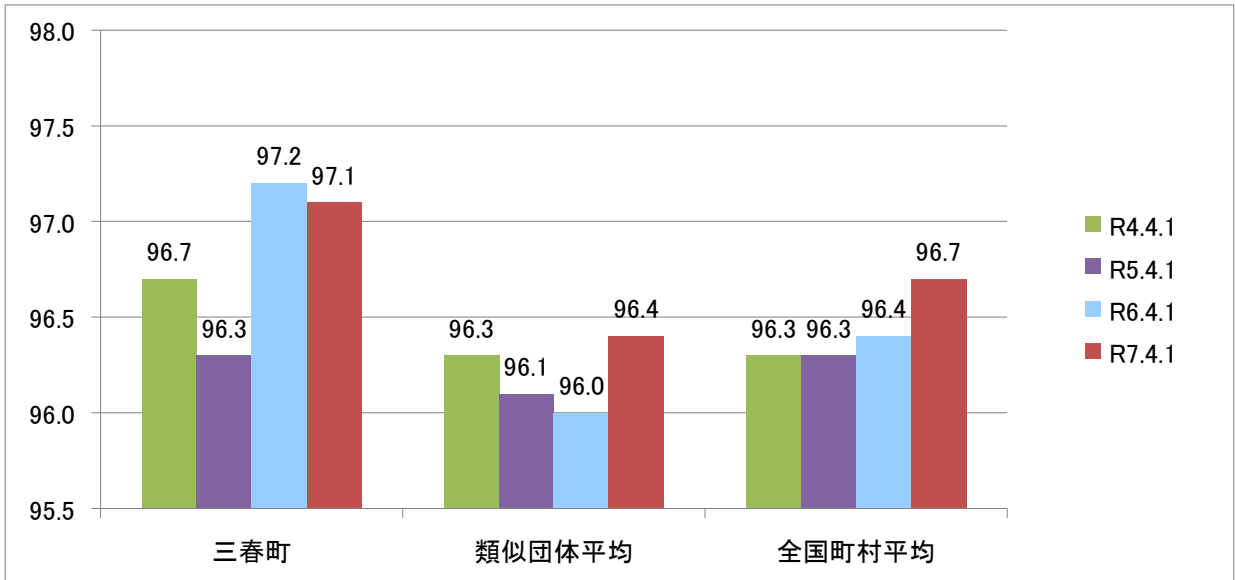
(注) 人件費には、議会議員やその他非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与及び退職手当組合負担金などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
6年度	人 156	千円 559,764	千円 90,339	千円 226,821	千円 876,924	千円 5,621	千円 6,010

(注) 職員手当には退職手当を含みません。
職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 ラスパイレスの算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しています。今後も、福島県人事委員会勧告及び県の改定状況を踏まえながら、適正な運用に努めます。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	県人事委員会の勧告				三春町の 給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円 386,590	円 375,425	円 11,165	% 2.97	% 3.55	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	県人事委員会の勧告				三春町の 年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
7 年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの給の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給与表の見直し

〔 実施 ・ 未実施 〕

(給料表の改定実施時期)	令和7年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の8級以上に相当する級はないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消はしていない。）

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職特別勤務手当について、国及び県と同様に見直しを実施しました。（令和7年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三春町	歳 39.3	円 307,088	円 367,485
			円 326,986
福島県	歳 42.7	円 335,600	円 417,259
			円 366,674
国	歳 41.9	円 332,237	円 414,480
			円 414,480
類似団体	歳 42.8	円 323,906	円 377,225
			円 349,088

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国 比較 ベース）」の下端は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		三春町	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	224,600 円	230,300 円	220,000 円
	短 大 卒	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	191,300 円	198,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

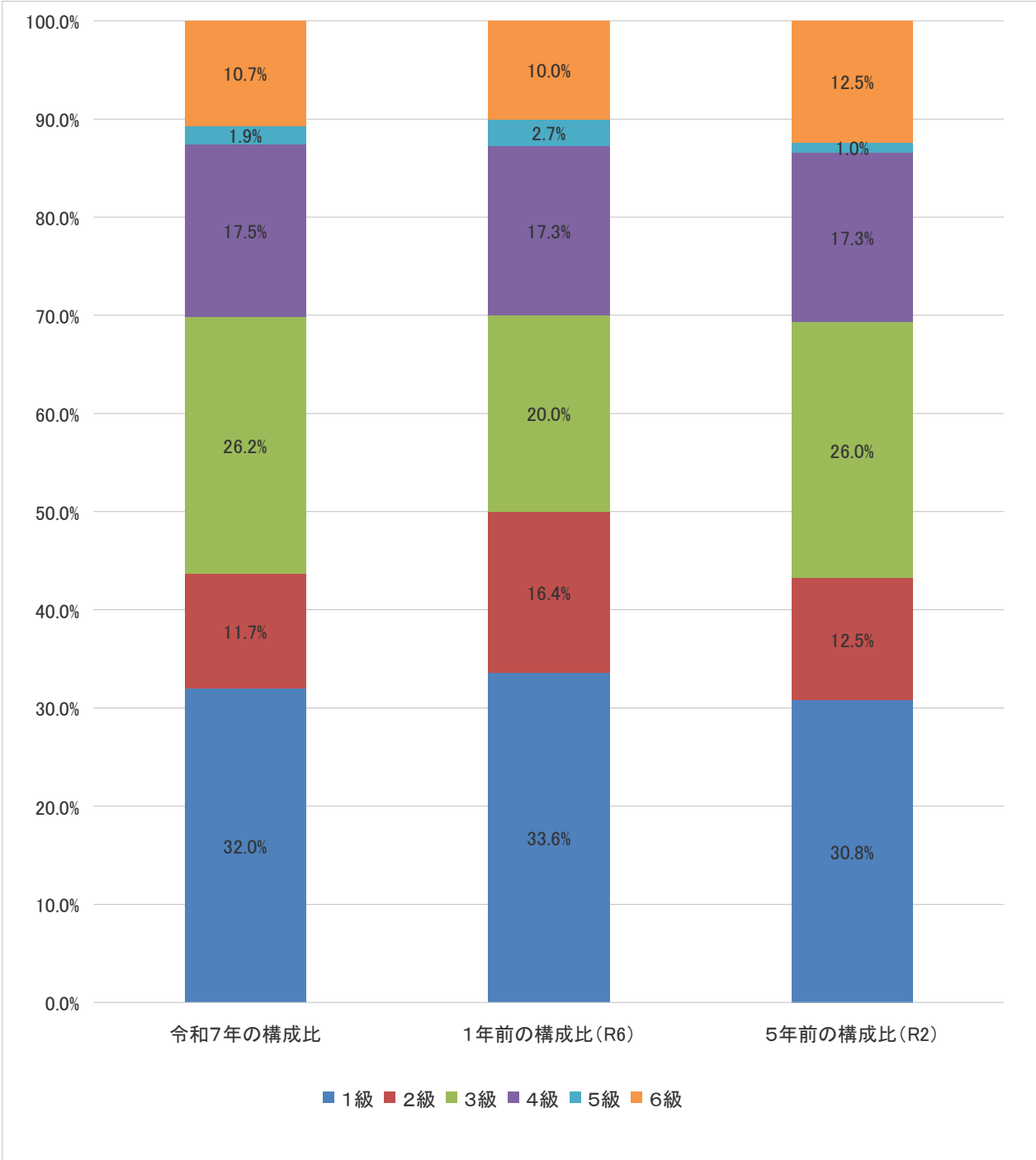
区 分		経験年数 (10年～14年)	経験年数 (20年～24年)	経験年数 (25年～29年)	経験年数 (30年～34年)
一般行政職	大 学 卒	297,900 円	338,800 円	384,400 円	- 円
	高 校 卒	253,800 円	306,400 円	- 円	398,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

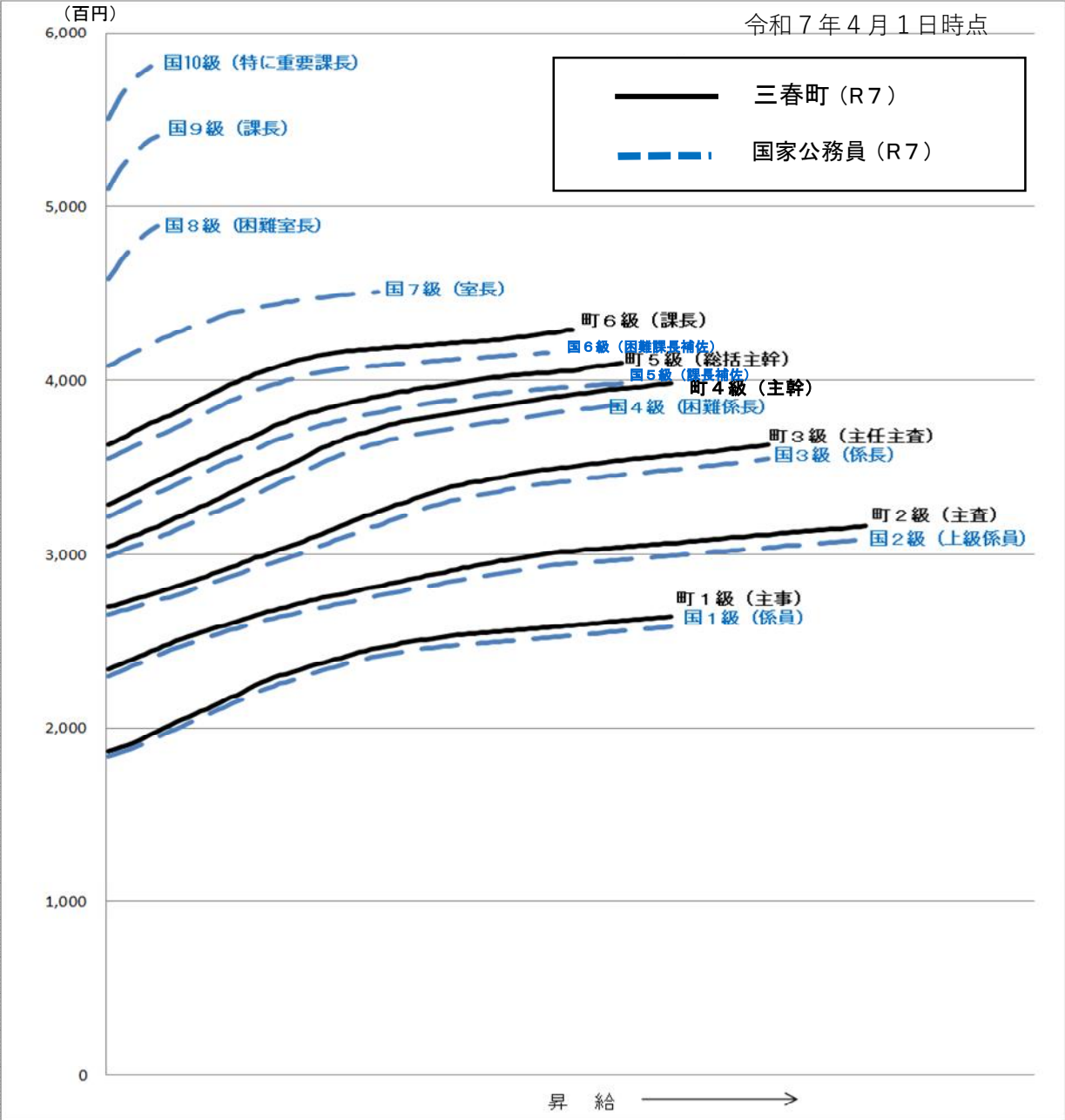
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長	11人	10.7%	363,300円	429,200円
5 級	総括主幹	2人	1.9%	328,200円	409,900円
4 級	主幹	18人	17.5%	304,300円	398,200円
3 級	主任主査・主査	27人	26.2%	269,700円	362,800円
2 級	主査	12人	11.7%	234,000円	315,900円
1 級	主事・技師・副主事・副技師	33人	32.0%	186,700円	263,900円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三春町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三春町	福島県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,385 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,760 千円	- 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（三春町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

三 春 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 1,004 千円 21,673 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）

(注) 1 退職手当の支給率は、福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	39,747 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	286 千円
支給実績（5年度決算）	34,829 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	252 千円

(注) 1 超過勤務手当には選挙手当等が含まれています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない管理職員を除く。）であり、再任用職員を含みます。

(4) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		9,585 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		58,088 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
4級地	世帯主である職員（扶養親族有）	19,800 円
	世帯主である職員（扶養親族無）	11,400 円
	その他の職員	8,200 円

(5) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる場合 国の内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	（支給額） ・配偶者3,000円、子11,500円、父母等6,500円 ・16～22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同じ		13,491 千円	241 千円
住居手当	1. 職員の居住する借家・借間 （支給要件） 自ら居住するための住宅を借り受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 （支給額） ・家賃20,500円以下 ⇒ 家賃額－9,500円 ・家賃20,500円超 ⇒（家賃額－20,500円）×1/2（その控除した額の1/2が17,000円を超えるときは、17,000円）＋11,000円	異なる	（支給要件） 月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 （支給額） ・家賃27,000円以下：家賃額－16,000円 ・家賃27,000円を超え61,000円未満（家賃額－27,000円）×1/2＋11,000円 ・家賃61,000円以上28,000円	9,661 千円	345 千円
	2. 配偶者等の居住する借家・借間 （支給要件1） 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住居を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 （支給要件2） 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 （支給額） 1により算出される額の1/2の額	異なる	（支給要件） 月額16,500円を超える家賃を支払っている職員 （支給額） 1により算出される額の1/2の額		
通勤手当	（支給要件） 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること （支給額） ・公共交通機関利用者 運賃相当額ただし64,000円を超えた部分は1/2 ・交通用具利用者 3,000円～70,600円 ・自動車以外の原付交通用具利用者2,000円～35,300円 ・自転車のみ通勤者 2,000円	異なる	（支給額） ・国は150,000円以下については運賃等相当額	14,888 千円	115 千円
管理職手当 （俸給の特別調整額）	（支給額） ・課長 給料月額の10%に相当する額 ・施設長 給料月額の6%に相当する額	異なる	（支給額） 4級5種46,300円～10級1種139,300円	8,198 千円	431 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合。 （支給額） ・週休日等に勤務した場合、勤務1回につき7,000円 ・週休日等以外の日の午前0時～5時に勤務した場合、勤務1回につき6,000円 ・勤務時間が6時間を超える場合は、上記金額に100分の150を乗じた額	同じ		298 千円	20 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等	
給 料	町 長		795,000 円	(参考) R6類似団体における最高／最低額
	副 町 長		634,000 円	840,000 円／ 581,000 円
	教 育 長		591,000 円	683,000 円／ 538,400 円
報 酬	議 長		310,000 円	— 円／ — 円
	副 議 長		246,000 円	381,000 円／ 273,000 円
	議 員		224,000 円	317,000 円／ 221,000 円
期 末 手 当	町 長		(6年度支給割合)	
	副 町 長		3.45 月分	
	教 育 長			
退 職 手 当	議 長		(6年度支給割合)	
	副 議 長		3.45 月分	
	議 員			
退 職 手 当	町 長		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長		795,000円×在職月数×48／100	18,316,800 円 任期毎に支給
	教 育 長		634,000円×在職月数×29／100	8,825,280 円 任期毎に支給
退 職 手 当	議 長		591,000円×在職月数×20／100	4,255,200 円 任期毎に支給
	副 議 長			
	議 員			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（町長・副町長4年＝48月、教育長3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

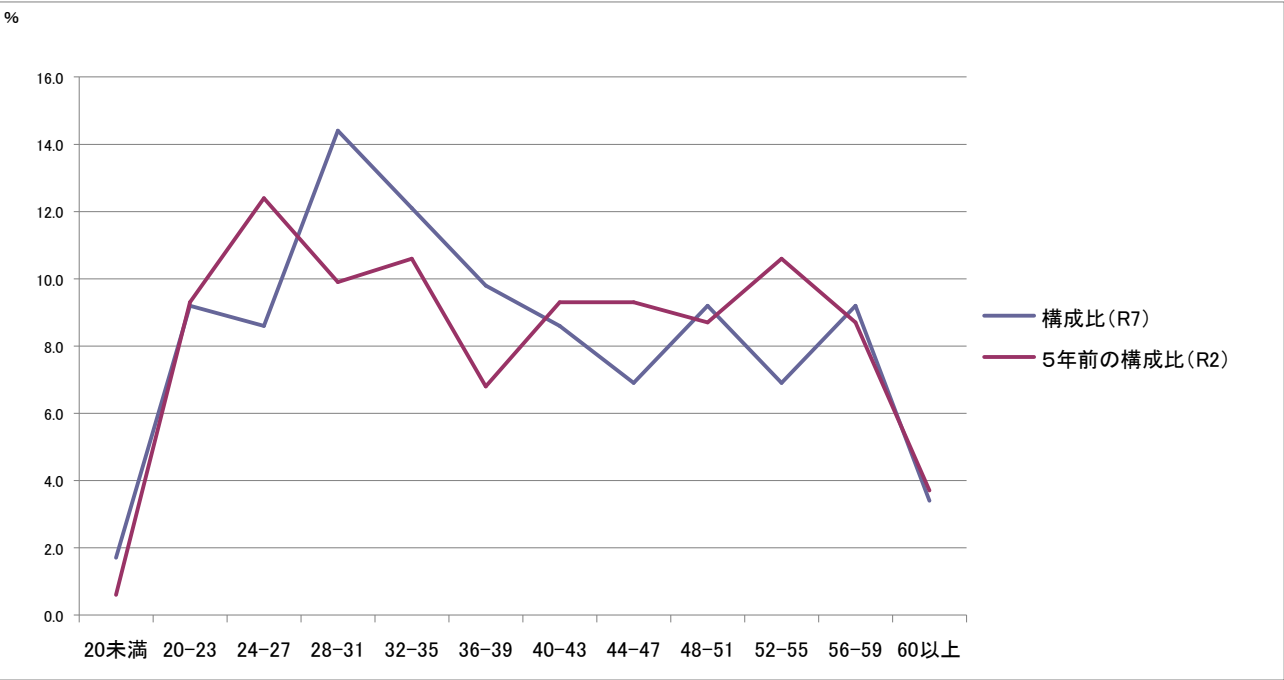
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数			対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	3	0	
		総 務	37	36	32	▲ 4	総務一般、会計、管財、企画業務見直しによる4名減
		税 務	9	8	8	0	
		民 生	29	30	31	1	社会福祉体制強化による1名増
		衛 生	17	17	17	0	
		農 林	9	9	8	▲ 1	農林業務見直しによる1名減
		商 工	5	4	4	0	
		土 木	10	11	11	0	
		計	119	118	114	▲ 4	<参考> 人口1万当たり職員数69.9人 (類似団体の人口1万当たりの職員数80.18人)
	教育		39	38	42	4	岩江こども園開園による保育教諭4名増
小 計		158	156	156	0	<参考> 人口1万当たり職員数95.6人 (類似団体の人口1万当たりの職員数100.19人)	
公営企業等会計部門	水道		4	4	3	▲ 1	水道業務見直しによる1名減
	下水道		2	2	2	0	
	その他		10	12	10	▲ 2	介護保険業務見直しによる1名減 国保業務見直しによる1名減
	小 計		16	18	15	▲ 3	
合 計			174 [180]	174 [180]	171 [180]	▲ 3	<参考> 人口1万当たり職員数104.8人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。平成18年度に条例を改正し、205人から180人となっています。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年４月１日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(R7)	1人	13人	17人	23人	22人	18人	17人	10人	18人	11人	14人	7人	171人
(参考)職員数(R8)	0人	10人	16人	23人	24人	20人	18人	7人	23人	8人	13人	6人	168人

(3) 職員数の推移 (単位:人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	111	115	118	119	118	114	3 (2.7%)
教 育	38	38	38	39	38	42	4 (10.5%)
消 防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計	149	153	156	158	156	156	7 (4.7%)
公営企業等会計 計	15	15	16	16	18	15	0 (0.0%)
総合計	164	168	172	174	174	171	7 (4.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。